

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 30日	
大阪府知事 殿	
	提出者 住 所 大阪府大東市大字龍間1075番地 氏 名 株式会社 植田建設 代表取締役 植田直子 電話番号 072-869-0624
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 植田建設
事業場の所在地	大阪府大東市大字龍間1075番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3,700万円
③従業員数	37人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・木くず→処分業者に委託、チップ（燃料用）として再資源化 ・鋳物系廃油→処理業者に委託（油水分離） ・がれき類→処理業者に委託（再生） ・コンクリート破片・アスファルト破片→処理業者に委託、再生碎石として再資源化 ・安定型建設混合廃棄物→処理業者に委託（安定型埋立） ・管理型建設混合廃棄物→処分業者に委託 ・石綿含有廃プラスチック類、ガラスくずコンクリートくず及び棟くじくず→処理業者に委託（安定型埋立） ・照明機器（蛍光灯）→処理業者に委託（破碎）後、リサイクル再資源化

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	排 出 量	25.73 t	1766 t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 ・実寸発注の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	排 出 量	25 t	1700 t
	(今後実施する予定の取組) ・工法の改善 ・実寸発注の実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くずは分別するとともに、石綿含有廃棄物についても他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、石膏ボード、金属くずについても分別を実施

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
12.22 t	100.64 t	24 t	14.3 t
【目標】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
12 t	100 t	20 t	14 t

(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
1 t	1 t	1 t	1.98 t
【目標】			
、コンクリートくず及び	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
0.5 t	0.5 t	0.5 t	1 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
を	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	全処理委託量	25.73 t	1766 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2.08 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	25.73 t	1766 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
【目標】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
12.22 t	100.64 t	24 t	14.3 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	24 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
— t	— t	— t	— t
【目標】			
、コンクリートくず及び	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
— t	— t	— t	— t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（ 5 年度）実績】			
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
1 t	1 t	1 t	1.98 t
1 t	1 t	— t	1.98 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設工事の木くず	コンクリート破片
	全 処 理 委 託 量	25 t	1700 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	25 t	1700 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・電子マニフェスト導入を進める為、電子マニフェスト対応をしている処理業者から選定する ・再生処理業者、熱回収業者へ処理委託する ・委託処理業者には定期的に現地確認を実施する		
※事務処理欄			

(第5面)

【目標】			
安定型建設混合廃棄物	石綿含有がれき類	がれき類	管理型建設混合廃棄物
12 t	100 t	20 t	14 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	20 t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第5面)

【目標】			
、コンクリートくず及び	廃プラスチック類	蛍光灯	鉱物系廃油
0.5 t	0.5 t	0.5 t	1 t
0.5 t	0.5 t	— t	1 t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

【目標】			
—	—	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

*別紙1

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		本社 代表取締役 植田直子
廃棄物担当		組織名: 工事部 工事部長 組織人数: 6人
	環境管理委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長 代表取締役社長 ・委員—総務部 部長 ・事務局—本社総務部
	統括責任者廃棄物処理	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	作業所長	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織図

